

奈良県告示第百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和高原北部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十一年十月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 吉中 均 奈良市高畑町一一一六一六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 藪内 延昭 天理市山田町二一一二